



栃木県公報

平成22年
2月26日(金)
第2150号

目 次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止..... 125
- 介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止..... 126
- 介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止..... 126
- 遊漁規則の変更..... 126
- 土地改良区定款変更の認可..... 127
- 土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧..... 128
- 道路の区域の変更..... 128
- 道路の供用開始..... 129
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定..... 130
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法..... 130
- 都市計画事業計画の変更認可..... 131
- 同..... 132

公 告

- 患畜の届出..... 132
- 開発行為の工事完了..... 132

人事委員会

- 競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則の一部改正..... 133

正 誤

- 第2103号中..... 133

告 示

栃木県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成22年2月26日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
71300439	株式会社大成企業ビル 代表取締役 稲数 則光	プラスケア那須	那須塩原市下永田 一丁目1425番地	平成22年 2月28日	通所介護
70202016	株式会社介護NEXT 代表取締役 大平 雄伸	GENKINE XT足利	足利市朝倉町二丁 目21番地16ヨーク タウン足利内	平成22年 2月28日	通所介護

70400776	有限会社足利ケアサービス 代表取締役 佐藤 初枝	赤とんぼケアサ ービス	佐野市堀米町1669 番地 3	平成22年 3月1日	訪問介護
----------	--------------------------------	----------------	--------------------	---------------	------

栃木県告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
70401279	有限会社ジャパンプルー 取締役 橋本 大輔	ケアプランセン ターひなたぼっこ の丘	佐野市越名町226 番地	平成22年 3月1日	居宅介護支援

栃木県告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
71300439	株式会社大成企業ビル 代表取締役 稲数 則光	プラスケア那須	那須塩原市下永田 一丁目1425番地	平成22年 2月28日	介護予防通所 介護
70202016	株式会社介護NEXT 代表取締役 大平 雄伸	GENK I NE XT足利	足利市朝倉町二丁 目21番地16ヨーク タウン足利内	平成22年 2月28日	介護予防通所 介護
70400776	有限会社足利ケアサービス 代表取締役 佐藤 初枝	赤とんぼケアサ ービス	佐野市堀米町1669 番地 3	平成22年 3月1日	介護予防訪問 介護

(高齢対策課)

栃木県告示第96号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市鬼怒川温泉大原1331番地 6
おじか・きぬ漁業協同組合

- 2 漁業権の免許番号
内共第10号及び内共第11号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
藤原町漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）
 - (2) 変更内容
題名及び第1条中「藤原町漁業協同組合」を「おじか・きぬ漁業協同組合」に改める。
第5条第1項の表中「藤原町小網」を「日光市藤原字小網」に、「藤原町川治男鹿川第1床止から上流の全域」を「五十里ダム」に、「五十里ダム」を「五十里湖」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成22年 2月26日

II

- 1 漁業権者の住所及び名称
足利市常見町623番地 4
渡良瀬漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第24号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
渡良瀬漁業協同組合内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）
 - (2) 変更内容
第3条第2項の表掛釣（ころがし釣り）の項中「足利市岩井町」を「足利市田中町」に、「岩井山」を「田中橋」に、「の区域」を「佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋に至る区域」に、「11月30日」を「10月31日」に改め、同表四手網、釜、置針、やす突及びさで網の項及びオランダ釣の項中「足利市岩井町」を「足利市田中町」に、「岩井山」を「田中橋」に、「葛生町牧」を「佐野市牧町」に、「田沼町長谷場」を「佐野市長谷場町」に改め、同条第3項の表第3号中「下流」の次に「同市高橋町地先」を加え、同表第6号中「葛生町大字秋山堀の内」を「佐野市秋山町堀の内」に改め、同表第7号中「田沼町大字作原」を「佐野市作原」に改め、同表第8号中「田沼町大字飛駒」を「佐野市飛駒町」に改める。
第5条第1項の表中「足利市岩井町」を「足利市田中町」に、「葛生町牧」を「佐野市牧町」に、「田沼町長谷場」を「佐野市長谷場町」に、「田沼町飛駒」を「佐野市飛駒町」に改める。
第7条第1項の表全魚種の項中

4	竿釣、投網、さで網及びやす突	1年	8,000円	-	を
5	竿釣、投網、さで網及びやす突	1日	2,000円	500円	

4	竿釣、投網、さで網、やす突及び置針又は掛釣	1日	3,000円	1,000円	に
5	竿釣、投網、さで網及びやす突	1年	8,000円	-	
6	竿釣、投網、さで網及びやす突	1日	2,000円	500円	

改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成22年 3月 1日

(生産振興課)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
長 沼 西 部 土 地 改 良 区	平成22年 2月16日

栃木県告示第98号

次の土地改良区から申請のあった新規土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書を所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
宿 前 土 地 改 良 区	大塚宿前地区土地改良（維持管理）事業	平成22年 3月1日から 同月29日まで	平成22年 4月13日	下 都 賀 農 業 振 興 事 務 所

（農地整備課）

栃木県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成22年 2月26日から同年 3月29日まで一般の縦覧に供する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須烏山矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
25	前	さくら市金枝字梅木畑243-1 から さくら市下河戸字野伏244-1 まで	6.3 ~ 14.5	1,341.0	
	後	さくら市金枝字梅木畑243-1 から さくら市下河戸字野伏244-1 まで	10.5 ~ 27.6	1,341.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 佐久山喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
40	前	さくら市下河戸字野伏244-1から さくら市南和田字柴山下258-4まで	7.5～19.0	964.0	
	後	さくら市下河戸字野伏244-1から さくら市南和田字柴山下258-4まで	10.5～21.8	964.0	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 雀宮真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
193	前	真岡市亀山一丁目27-4地先から 真岡市亀山一丁目14-1地先まで	19.0	64.0	
	後	真岡市亀山一丁目27-4地先から 真岡市亀山一丁目14-1地先まで	19.0	64.0	

Ⅳ

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大田原氏家線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
194	前	さくら市氏家字大野3489-51から さくら市氏家字大野3488-7まで	10.3～10.3	72.7	
	後	さくら市氏家字大野3489-51から さくら市氏家字大野3488-7まで	11.7～13.7	72.7	
194	前	さくら市氏家字大野3488-76から さくら市氏家字大野3485-1まで	11.1～11.2	64.0	
	後	さくら市氏家字大野3488-76から さくら市氏家字大野3485-1まで	11.8～14.2	64.0	
194	前	さくら市氏家字大野3260-12から さくら市氏家字大野3256-21まで	8.8～8.9	61.7	
	後	さくら市氏家字大野3260-12から さくら市氏家字大野3256-21まで	11.9～13.9	61.7	

栃木県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成22年2月26日から同年3月29日まで一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
------	-------	---------------	---------

29	主 要 地 方 道 矢 板 那 須 線	矢板市片岡字大谷津2088-6 から 矢板市片岡字通岡1171-2 まで	平成22年 2月26日
44	主 要 地 方 道 栃 木 二 宮 線	下野市大字本吉田字沼端818から 真岡市長沼字中道1246まで	平成22年 2月27日 午後 3時
44	主 要 地 方 道 栃 木 二 宮 線	真岡市長沼字金網3158から 真岡市長沼2763まで	平成22年 2月27日 午後 3時
44	主 要 地 方 道 栃 木 二 宮 線	真岡市古山1602-1 から 真岡市青田1062-1 まで	平成22年 2月27日 午後 3時
81	一 般 県 道 上久我都賀栃木線	鹿沼市西沢町字西沢748地先から 鹿沼市西沢町字西沢675地先まで	平成22年 2月26日

栃木県告示第101号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
一 般 国 道	400号	大田原市美原 1丁目3542-5 から那須塩原市南赤田323-40まで
	407号	足利市南大町323-1 から足利市南大町321-1 まで
県 道	宇都宮栃木線	壬生町大字安塚1716-1 から壬生町大師町1171-1 まで
		栃木市大塚町5092から栃木市平柳町 2丁目1148-2 まで
	足利環状線	足利市大月町935-5 から足利市江川町一丁目 1-1 まで
	佐野環状線	佐野市赤坂町526-2 から佐野市鎧塚町306-3 まで
		佐野市鎧塚町40-3 から佐野市黒袴町213-1 まで
栃木環状線	栃木市平柳町 2丁目1148-2 から栃木市平柳町 1丁目515-1 まで	

2 指定する期日

平成22年 4月 1日

栃木県告示第102号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
一 般 国 道	119号	宇都宮市一条 2丁目1183-1 から宇都宮市不動前 4丁目266-1 まで
	293号	宇都宮市徳次郎町1477-1 から宇都宮市新里町丙209-1 まで
		佐野市出流原町705-1 から足利市堀込町2469-1 まで
400号	大田原市美原 1丁目3542-5 から那須塩原市太夫塚 6丁目232-89まで	

県道	宇都宮栃木線	壬生町大字安塚1716-1から栃木市平柳町2丁目1148-2まで
	足利太田線	足利市借宿町588-2から足利市借宿町610-3まで
		足利市南大町133-6から足利市南大町133-2まで
		足利市南大町450-1から足利市南大町251-1まで
	佐野行田線	佐野市大橋町2065-10から佐野市下羽田町25-5まで
	佐野古河線	佐野市浅沼町893-2から佐野市馬門町1986-3まで
	佐野田沼線	佐野市吉水町356-3から佐野市田沼町366-2まで
	栃木粕尾線	栃木市箱森町936-4から栃木市野中町1152-1まで
	栃木栗野線	栃木市平柳町1丁目515-1から栃木市箱森町1169-3まで
	足利環状線	足利市大月町935-5から足利市江川町一丁目1-1まで
	桐生岩舟線	佐野市浅沼町423-5から佐野市伊勢山町1407-3まで
	佐野環状線	佐野市吉水町355-3から佐野市大橋町2065-13まで
		佐野市赤坂町526-2から佐野市伊勢山町1408-6まで
		佐野市鍍塚町40-3から佐野市黒袴町213-1まで
	栃木環状線	栃木市平柳町2丁目1148-2から栃木市平柳町1丁目515-1まで
栃木市箱森町1169-3から栃木市箱森町942-3まで		

2 指定する期日

平成22年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

(道路保全課)

栃木県告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和58年栃木県告示第284号小山栃木都市計画下水道事業藤岡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成22年2月26日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

藤岡町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業藤岡公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和58年 3月28日～平成27年 3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

栃木県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年栃木県告示第835号小山栃木都市計画下水道事業岩舟町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
岩舟町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業岩舟町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和63年11月 8日～平成27年 3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和63年栃木県告示第835号、平成 5年栃木県告示第91号、平成 9年栃木県告示第187号、平成10年栃木県告示第208号、平成13年栃木県告示第288号及び平成17年栃木県告示第288号の事業地に、岩舟町大字静字馬宿、字諏訪、字土頭、字鍋山、字大関、字紀伊宮及び字馬宿出口、大字和泉字鶴巻前、字宿北浦、字横町東、字宿南浦及び字大久根、大字静和字家ノ前、字関取橋、字東、字細内道下、字元屋敷及び字新田並びに大字下津原字西新田地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成22年 2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経 過 及 び 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	芳賀町	平成22年 2月17日	法令殺

(畜産振興課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年2月26日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
那須郡那須町大字寺子乙字笹原1241番12 (開発行為に関する工事) 那須郡那須町大字寺子乙字笹原1241番3の一部、1241番10の一部、1241番12地先	那須塩原市住吉町5番10号	社会福祉法人 京 福 会
那須塩原市黒磯字原街道下6番44、6番94、6番712、34番33、34番35、34番36	那須塩原市上中野53番地	社会福祉法人 太陽の里福祉会

(都市計画課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第四号

競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則の一部を改正する規則

競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則(昭和六十一年栃木県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三職員(資格・免許職)採用試験の部診療放射線技師の項中「診療放射線技師試験」を「診療放射線技師国家試験」に改め、同表警察官(特別区分)採用試験の部情報の項中「基本情報技術者試験」の下に「ITパスポート試験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2103号	698	下から17	限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	限度
	699	21	限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	限度